

所得税における損失の研究

所得税法上の純損失に関する一考察

東京大学助教授 増井 良啓

I 問題

所得税法上の「純損失」とは、実定法上の用語である。それは、所得税法2条1項25号において、「第69条第1項（損益通算）に規定する損失の金額のうち同条の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額をいう」と定義されている。したがって、純損失とは、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額または譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときに、政令で定める順序により、他の所得の金額から控除したうえで、なお控除しきれない部分の金額をいう。このように、純損失とは、すぐれて法技術的な概念である。

ところで、現行所得税法上、純損失については、一定の要件のもとで、3年分の繰越控除（70条）と1年分の繰戻還付（140条）が認められている。赤字が生ずるときには経済状況が苦しいことが多いであろうから、純損失の取扱いは、納税者の生活に大きく影響する。また、事業活動や投資活動にはリスクがつきものであるから、純損失に関する課税ルールは、人々のリスク・ティキングに影響する。このように、純損失をどう取り扱うかは、実務上かなり重要な問題である。現実に、純損失をめぐる現行法の解釈・適用上の問題としては、租税特別措置法上分離課税の対象となっているものを含めた繰越控除の方法や、被災事業用資産についての控除金額の計算の仕方、災害関

連支出の範囲、阪神・淡路大震災により生じた純損失の特例、繰戻還付の場合の計算方法と手続、事業廃止の場合の繰戻還付、相続人による還付請求など、さまざまなものがある。

これに対し、本稿は、純損失の制度趣旨について、理論的な角度からの検討を加えるものである。そもそも、純損失について、いかなる理由によって、3年分の繰越控除や1年分の繰戻還付を認めているのだろうか。さらに一步さかのばれば、個人のさまざまな経済活動から生ずる赤字を、純損失という形で定義することには、どういう意味があるのだろうか。こういった基礎的な問題について考察し、ひとつの見方を提示することが、本稿の目的である。

この点について考えるため、以下では、IIで沿革をたどり、IIIで外国の制度と比較する。そのうえで、IVで所得税における純損失のあるべき取扱いはどういうものか、基本的な考え方について論ずる。なお、本稿の対象は、個人所得税である。法人所得税における欠損金については、比較のために言及するにとどめる⁽¹⁾。

II 沿 革

1 所得概念との関係

日本の所得税法の歴史は、所得概念の観点からは、第2次大戦の前後で区分することができる⁽²⁾。戦前においては、所得は、一貫して制限的に構成されてきた。すなわち、一時的・偶発的・恩恵的利得は、所得の範囲から除外されていた。これに対し、戦後になって、所得の範囲は拡大された。昭和22年の所得税法は、一時所得という新たな所得類型を設けた。シャウプ勧告にもとづく昭和25年の改正では、雑所得の類型を新設し、他の所得類型のいずれにもあたらない所得を課税の対象にとりこんだ。このように、所得税法は、第2次大戦後に、制限的構成から脱皮した。

純損失の取扱いは、このような所得概念の歩みと表裏の関係にある⁽³⁾。すなわち、純損失という法技術的な観念が成立するのは、現在の形で所得類型が出揃い、損益通算が認められるようになってからのことである。たとえば、譲渡所得が所得税の課税対象から除外されていた時期には、譲渡損失の取扱いを論ずる実益がもともとなかった。ゆえに、その時期においては、譲渡損失をその一部とする純損失の観念は、存在しない。また、分類所得税の下では、ある所得類型の計算上生じた損失を、他の所得類型の金額と通算していなかった。そこでは、損益通算の結果生じる純損失という観念が生ずる余地はない。このように、純損失の取扱いを論ずる土俵ができるためには、その前提として、所得概念が制限的構成から脱皮し、それに伴い損益通算のルールが整備される必要があった。

2 第2次大戦前

このような理由により、戦前の所得税法には、純損失に関する規定はない。もっとも、戦前においても、事業所得者が赤字をかかえるといった場合もありえた。ゆえに、現在の純損失の内容と部分的に重なるものが、所得税法上問題となりえたはずである。しかしながら、以下にみると、そのような赤字がどう扱われていたかについては、資料が不足しており、必ずしも明らかではない。

明治20年創設時の所得税法は、「資産又ハ營業其他ヨリ生スルモノ」につき、一定の必要経費の控除を認め（2条第2），しかも所得を前3年間所得平均高によって算出することとしていた（2条第3）。したがって、この条文だけからみると、ある個人が営業をいとなみ、赤字続きであった、という場合には、所得の計算上、事業から生じるマイナスの金額が生ずる可能性があったはずである。しかし、当時の所得税法には、この場合についてどのような取扱いをすべきかについて、特段の規定がみあたらない。

明治32年の所得税法においても、事情は同様である。これに対し、法人については、繰越控除が可能であった。明治32年には法人所得に対する課税が

開始し、欠損金の無期限繰越控除を認める取扱いが大正14年まで続いた⁽⁴⁾。

大正15年には、法人所得について、欠損金繰越控除が打ち切られる。その立法理由のひとつは、法人と個人の権衡に求められていた。個人所得について打ち切り計算がなされている以上、法人についても同様にすべきであるというのである。ここからは、この当時、個人所得については、前年度からの繰越欠損金の控除が認められていなかったことが間接的に判明する。

なお順序は前後するが、大正9年の所得税法全文改正に伴い、所得税法施行規則8条にあたらしく損益通算に関する規定が設けられた。それによると、田畠所得又はいずれの分類にも属さないその他の所得について損失があるときは、これを俸給給料等の所得、田畠の所得、およびその他の所得の合計額から差し引いて計算することとされた⁽⁵⁾。

昭和15年に所得税法は大きく改正され、分類所得税と総合所得税の二本立ての制度となる。一方で、分類所得税については、各所得類型ごとに所得が計算され(10条)、それぞれに対して比例税率が定められた(21条)。ここでも、ある年の事業所得についてマイナスの金額が生じた場合、それを翌年に繰り越すといった規定は見あたらない。他方で、総合所得税については、総所得金額が5,000円以下のときには課さないこととされた(32条)。5,000円を超える者について、超過累進税率を適用した(33条)。この総合所得税は、9号に分かたれた所得を通算したものを「総所得」として課税するものであるが(30条)、「総所得」がマイナスになった場合の取扱いは、よくわからない。

3 第2次大戦直後

このような状況は、戦後になると、一変する。

昭和21年改正により、譲渡所得の一部が、課税の対象に含められた。

昭和22年所得税法は、分類所得税と総合所得税の二本立ての制度を一本化し、一時所得に対して課税することとした⁽⁶⁾。このとき、損益通算に関するルールが法律上に姿をあらわす。すなわち、所得金額の計算上、「配当所得

又は事業等所得の計算上損失があるときは、これを山林所得及び譲渡所得以外の金額から差し引いて計算する（9条2項）」とされ、さらに、「山林所得の計算上損失があるときは、これを譲渡所得の金額から差し引いて計算し、譲渡所得の計算上損失があるときは、これを山林所得の金額から差し引いて計算する（9条3項）」こととされた。こうして、臨時的な所得である譲渡所得と山林所得については、損益通算のルールの上で、他の経常的所得とは分離して計算されることになった。

このように、所得概念の拡大とともに、異なる所得類型の損益をどのように合算するか、という点についてのルールが法律の文面に登場した。

4 シャウプ勧告

昭和24年のシャウプ勧告は、このような状況のもとでなされた。

シャウプ勧告は、個人と法人に共通する問題として、欠損（net loss）の繰戻と繰越について論じ、結論として2年度分の繰戻と無期限の繰越を勧告した⁽⁷⁾。勧告の基本的な発想は、個人に適用される累進税率の下で、所得額の変動が不合理な結果をもたらす、というものであった。つまり、課税期間をまたいだ所得の平準化を目的として、ある年の損失と別の年の所得を相殺すべきであるとされたのである。

報告書は、この考え方にもとづき、無期限の繰越を勧告した。濫用を防止するため、青色申告書の提出を許されている所要帳簿具備の納税者に限って適用すべきであるとしている。同時に、納税者に使用されなかった基礎控除、扶養控除または勤労控除の繰越は、税務機構に過大な負担をかけるため、これを許すべきでないとされた。

報告書はさらに、業務を廃止しようとしている納税者は、欠損を将来に繰り越してもそれを利用することはできないと論ずる。そこで、そのような場合に対処するため、繰戻還付をみとめるよう勧告された。つまり、過去2年度のうちに所得があった場合には、当年度の欠損と相殺して所得を計算しなおし、実際に納付した税額との差額を還付すべきであるというのである。

ここでも、濫用を避けるため、青色申告を条件とし、また、インフレに対処すべきであるとされている。

5 昭和25年改正

シャウブ勧告を基礎として、昭和25年には、純損失を定義する規定がはじめて設けられた。そのうえで、純損失の3年間の繰越と1年間の繰戻が認められた。

まず、純損失は、次のように定義された。一時所得とそれ以外の所得とを分けたうえで、「一時所得以外の所得の計算上損失があるときは、これを他の所得の金額から控除して計算する」とされ、「他の所得がないときの損失額、または、他の所得の金額から控除しなお不足額があるときの当該不足額」を純損失ということとされた（9条2項）。このように、一時所得のみを例外として、他の全ての所得類型を通じて損益通算することとされたのである。これは、昭和22年法が譲渡所得と山林所得を別建てにしていた点を改め、臨時の所得も全額課税となった関係上、制限を撤廃したものと解説されている⁽⁸⁾。どのような方法によって損益通算を行うかは、命令に委任された（9条3項）。

これを前提として、前年以前3年間に生じた純損失の金額で、前年以前において控除されなかったものの金額は、総所得金額から控除することとされた（9条の2）。無期限の繰越を認めたのではなく、3年間に限っている。この点は、シャウブ勧告と異なる。

繰越の利用は、純損失の生じた年に青色申告書を提出し、かつ、その後の年分の申告につき連続して青色申告書を提出している場合に限っていた。これは、シャウブ勧告をうけたものであろう。なお、変動所得の計算上生じた損失や、災害等の損失については、青色申告書の提出がなくても繰越控除が可能とされた。

さらに、青色申告書を提出する者は、各年分において純損失が生じた場合において、その純損失の金額を前年分の所得に繰戻し、所得税の還付を請求

できることとされた（36条）。ただし、前年において青色申告書を提出している場合に限る。シャウブ勧告では2年遡って繰り戻すこととされていたところ、法律では1年分のみとされた。

こうして、昭和25年法において、純損失に関する現行制度の骨格が形成された。昭和25年法は、シャウブ勧告よりも短い期間についてのみ、繰越・繰戻を認めている。その理由は、必ずしも明らかではない。おそらく、濫用のおそれや事務の負担など、執行上の考慮によるものであろうと想像される。

6 その後の主な改正

その後現在に至るまで、約半世紀の間、純損失の繰越・繰戻のしくみは、基本的に安定したまま推移している。これは、ある意味では、注目すべきことのように思われる。というのも、景気の下降期には赤字をかかえる個人事業者が増加するから、純損失の扱いが問題とされやすくなるはずである。繰越や繰戻の期間を延長して、赤字事業者の救済を図るべきだ、といった立法論が政治過程に噴出したとしても、なんら奇異なことではない。けれども、そのような動きが法案提出などの形で現実化した痕跡はみられなかった。

その背景については、次のような点を推測するしかない。ひとつは、石油ショック以前には、一般的に毎年の経済成長率が高く、右肩上がりの状況にあったことである。いまひとつは、景気の下降期には、企業経営のみならず、財政状況も苦しくなるから、繰越や繰戻の範囲拡大には、財政当局の抵抗が強まるのではないか、ということである。

現実の立法改正は、以下にみるような方向をとった。それは、制度の基本線を動かすことなく、被災資産についての個別的なルールを整備し、かつ、手続要件を緩和する、という方向である。概観しよう。

昭和27年および29年に、繰越控除の方法について若干の改正があった。伊勢湾台風が列島を襲った昭和34年には、被災たな卸資産の損失について、青色申告書の提出がなくても、繰越控除を認めるものとされた。

昭和37年には、所得税における損失の扱い全般について、整理が施され

た。これをうけ、繰越控除を認める被災たな卸資産の範囲を拡大し、事業用固定資産の災害損失を含め、被災事業用資産とした。それ以前は雑損控除の対象とされていたものが、これによって、純損失の対象に入ったことになる。これを受け継ぐのが、現在の所得税法70条2項2号である。

昭和40年に、所得税が全文改正された。このとき、手続要件が緩和された。昭和43年には、手続要件をさらに緩やかにした。従前は、連続して損失の金額に関する事項を記載し、かつ、連続して青色申告書を提出しなければならなかった。昭和43年改正以降、損失の金額を申告書に記載するのは純損失の生じた年だけでよいことになり、また、青色申告書の提出は純損失の金額が生じた年分だけであってかまわないということになった。これが、現行の70条4項にまで統いている。なお、昭和43年の改正では、雑所得の損益通算が廃止され、純損失の範囲がせばまっている。

なお、純損失の繰戻還付については、現行法上も、1年分の繰戻が認められている。その手続要件としては、140条4項で、純損失が生ずる年と、その前年の両方について、青色申告書を提出することが必要とされている。

7まとめ

以上を約言する。所得税法の歴史において、純損失の概念が登場するのは、第2次大戦後のことであった。第2次大戦直後、実定法上の所得概念が制限的構成から脱皮し、損益通算に関するルールが整備された。シャウプ勧告をうけ、純損失の繰越・繰戻の制度が導入された。沿革からうかがわれる制度趣旨は、複数の課税期間を通じた所得の平準化、という点にあった。制度の設計にあたっては、濫用を避けるために、記帳を伴う青色申告書の提出が要件とされた。その後の立法改正は、被災資産についての取扱いの整備、および、手続要件の緩和、という方向に動いた。

III 国際比較

1 比較の意義

次に、外国の所得税における類似の制度を鳥瞰する⁽⁹⁾。

ここでは、英米独仏について、現行法の規定振りを簡単に概観する。この4か国の実定法上、課税所得の構成の仕方はそれぞれに異なっている。ゆえに、以下に述べるところも、日本法における純損失とは必ずしもぴったり対応するわけではないことに注意が必要である。視点を共通にするために、おもに、個人事業者が営業上の赤字をかかえた場合を念頭におく。

2 英国

英国の所得税では、所得は、その源泉に応じて5つのスケジュールに区分して計算され、その区分ごとの所得を損益通算したうえで総合課税されている。スケジュールは、不動産所得、公債利子、事業所得、給与所得、配当所得の5つであり、これらのスケジュールにあたらないものは、所得税の課税対象とならない。これらとは別にキャピタル・ゲイン税があるが、これは、年間のキャピタル・ゲインのうち6,500ポンドを超える額を他の所得と合算して所得税の上積み税率で課税するものである。したがって、実質的には所得税の総合課税となっているといわれる⁽¹⁰⁾。

所得がいくつにも分類されている結果、損益通算のやり方や、損失の繰越控除については、複雑なルールが存在する。大略をかいつまんまとまとめると、次のようになる⁽¹¹⁾。まず、事業所得の計算上損失が生じた場合、その損失(trade loss)は、その年と前年における他の所得と損益通算するか、あるいは、同じ事業を継続している場合無期限に繰り越すことができる。さらに、このような事業損失は、その年度におけるキャピタル・ゲインと損益通算できる。これに対して、ある年度にキャピタル・ロスが生じた場合には、翌年以降にキャピタル・ゲインが生じれば、無期限に繰越控除できる。

3 米 国

米国の連邦所得税では、所得は、いかなる源泉から生ずるものであるかを問わず、広く構成されている（内国歳入法典62条）。ただし、キャピタル・ゲインについては、別建てで計算する。このような総合所得税の下で、粗所得から控除を行ってそれでも残る額が、NOL（純営業損失 net operating loss）である。NOLについては、2年間の繰戻と、20年間の繰越が認められている（172条）。NOLの金額の計算方法や、繰越・繰戻の順序などにつき、種々のルールが置かれている。

NOLの金額には、制限が加えられている。たとえば、事業に起因しない損失やキャピタル・ロスはNOLに入らないとされている。なお、キャピタル・ロスについては、3,000ドルを上限として通常所得との損益通算が認められるのみであり（1211条），それでも残る部分については、別建てで、キャピタル・ゲイン・ロスの計算上、3年間の繰戻と5年間の繰越が可能である（1212条）。さらに、受動的損失（passive loss）については他の所得との通算を認めないなどのルールがある。

4 ド イ ツ

ドイツの所得税は、源泉に応じて7つの所得類型を設けている。その7つとは、事業所得・農林業所得・独立的労働所得・非独立的労働所得・資本財産所得・賃貸所得・その他の所得である。ここに「その他の所得」とは、他の6つの所得類型に入らないもの一切を含むのではなく、所得税法22条に列挙されたものに限定される。これら7つの所得類型に含まれない所得は課税の対象とされず、キャピタル・ゲインは原則として非課税である。これら7種の所得は合算され、一括して税率が適用される。

1999年から損益通算に制限を加える新ルールが導入されている。欠損（Verlust）を生じた場合のルールについては、所得税法10d条に定めがある。まず1年間の繰戻が認められており、それは、100万マルクを上限とする。それでも残る欠損金については、無期限に繰り越しが認められる。ただ

し、次のような制限がある。繰戻と繰越のいずれについても、まず同じ種類の所得との間で通算する。その残りは10万マルクを上限として別の種類の所得と通算する。さらに残った欠損は、10万マルク超の部分の別の種類の所得の半額と通算する。この上限金額は夫婦合算課税の場合20万マルクである。

5 フランス

フランスの所得税でも、所得は8種類に分類されている。その8つとは、商工業所得・不動産所得・農林業所得・給与所得・自由職業所得・動産資本所得・特定会社役員報酬・キャピタルゲインである。ある類型の所得について生じた損失は、原則として、別の類型の所得と損益通算できる。ただし、損益通算の方法についてさまざまの制限がある。たとえば、不動産譲渡によるキャピタル・ロスについては他の所得とは損益通算できない。また、有価証券譲渡によるキャピタル・ロスについては他の所得と損益通算できないかわりに別途キャピタル・ゲインとの関係で5年間繰り越しが可能である。

損益通算の結果、それでも残った損失 (*déficits*) については、一般歳入法典156条によって、5年間繰り越し控除ができるものとされている。

6 まとめ

約言する。英米独仏のどこでも、個人事業から生ずる赤字を当年度で打ち切るというしくみはとっていない。4か国に共通する傾向としては、各種所得の間で一定限度で損益通算をみとめた上で、それでもなお残る損失の金額につき、繰越控除や繰戻還付を認めている。繰越・繰戻の対象となる損失の範囲の定め方には、キャピタル・ロスを別建てにするなど、各国の所得税制度が反映している。繰越・繰戻の期間や方法については、かなりのばらつきがある。

いま、繰越・繰戻の期間のみをとりだして一覧表にすると、次の通り。

米 NOL について、繰越20年、繰戻2年

英 trade loss について、繰越無期限

独 Verlust について、繰越無期限、繰戻 1 年

仏 déficits について、繰越 5 年

この点、日本では、純損失について、繰越 3 年、繰戻 1 年としている。4 か国と比較してこれが短かいかどうかは、損益通算ルールとのかねあいがあり、そう簡単には判定できないことがらである。ただし、英独の例からわかるように、無期限の繰越控除を認める立法例も存在する。これは、シャウプ勧告が提案していた方向もある。このような例からすると、現在の日本における繰越 3 年、繰戻 1 年といった時間の区切り方が、必ずしも絶対とはいえないであろう。記帳状況の改善、損益通算ルールの整備、課税処分の除斥期間との調整、といった条件を整えれば、繰越の期限を延長することも不可能でないはずである。

IV 考え方

1 制度趣旨の再検討

以上、純損失の取扱いに関する沿革から、複数年度間の所得変動の平準化、という趣旨を確認した。また、国際比較から、現行法の繰越・繰戻期間が必ずしも絶対ではないことがわかった。これをふまえ、以下では、純損失のあるべき取扱いについて、所得概念の観点から、若干の点を論ずる。

2 包括的所得概念の下での損失

純粋な包括的所得概念は、所得分類とは相容れない^⑫。現行法上の純損失の概念は、上述したように、所得分類を前提とし、一定の損益通算ルールをあてはめたのちにでてくる概念である。したがって、純損失について論ずるにあたって、包括的所得概念とは何ら関係のないことがらと整理する見方

も、論理的に成立しうる。しかし、これは、やや潔癖すぎる考え方ではないだろうか。包括的所得概念との関係で純資産の減少をどう取り扱うべきかをまず想定し、それに照らして現行制度の枠組みを評価する、という立論も、ひとつの十分に有望な戦略であるものと考える。

さて、1938年に公刊されたヘンリー・サイモンズ『個人所得課税』によれば、包括的所得概念の下では、一定期間内においてある個人に発生した利得(gain)を測定する場合に、源泉による区別を一切捨象する。その測定金額は、次のように表すことができる⁽¹³⁾。

「個人所得は、次の(1)(2)の算術的和として定義できる。(1)消費において行使された権利の市場価値。(2)当該期首と期末の間の財産権の価値の変化。」

ゆえに、ある期間内に財産権の価値が減少すれば、それを消費に充てていないならば、所得の金額が減少する。資産の純減少の結果、当期の所得の金額がマイナスにいくこんでしまうならば、それは、マイナスの所得があった、ということになるだろう。

所得金額がマイナスになる場合に課税上どう取り扱うかは、サイモンズの所得の定義からは、必ずしも直接に導きだされるものではない。サイモンズの書物には、課税とリスク・ティキングについて短く言及する箇所(20頁の注)や、キャピタルロスの扱いについて当時の米国の制度との関連を論ずる箇所(159頁)はある。しかし、所得の金額がマイナスになった場合にどう扱うべきかを一般的に論じたところは見当たらない。

これは、あるいは、次の事情によるものかもしれない。包括的所得概念の下では、個人の有する物的資産につき、毎年値洗いを行って、期首と期末の間の財産権の価値の変化を測定する。たとえば土地が値上がりすれば、値上がり益は、取引によって実現していなくても、値上がりした年度において所得として課税される。同様にして、値下がり損については、未実現であっても所得を減らすこととなる。これは、現行制度とは異なる。現行制度では、

実現主義がとられているから、一時に含み損が計上されてしまい、その結果として赤字が生ずることも多い。これに対し、包括的所得概念の下では、一時に多額の赤字ができることはより少ない。こういう事情があるため、赤字について論ずる必要が小さいのかもしれない。

けれども、この事情は、包括的所得概念の下で、損失の扱いが問題にならないということを意味しない。たとえば、ある個人が、第1年度末に100の現金を保有しており、この現金を用いて時価100の株式を買ったとしよう。第2年度末にこの株式の価値は下落し、時価が0になってしまったとする。この例で、かりに消費が全く行われていないとすると、第1年度の所得は0である。第1年度には、時価100の現金を時価100の株式と交換しただけであるため、純資産の増減がないからである。同様にして、消費が行われないとすると、第2年度の所得はマイナス100となる。第2年度の期首には100の財産権があったのに、期末には0になっているからである。このように、包括的所得概念の下でも、損失の扱いは問題となる。なお、この例において、消費がある場合にも、議論の大筋には影響しない。かりに生存を支えるために、この人が10の消費を行ったとしても、第2年度の所得は10マイナス100すなわちマイナス90となり、マイナスの値をとることに変わりがないからである。

このように、包括的所得概念の下でも、マイナスの所得という形で損失が生ずることがある。とすれば、その扱いを論ずる必要があったはずである。サイモンズがこれを論じていないならば、われわれ自身がそれを論じなければならない。

3 モデルとしての完全還付

それでは、損失をマイナスの所得ととらえた場合には、どのような扱いをすることが論理的であろうか。

この点について、黒字と赤字を対称的に扱うもっともすっきりした解決は、完全還付である¹⁴⁾。完全還付とは、損失が生じた年度において損失の金

額に税率をかけた金額を、国庫から納税者に返還する措置をさす。たとえば、10%の比例税率の下では、100の所得があれば10の税金を支払い、100の損失があれば10の税金をその年度に還付する。このように、完全還付は、比例税率とあわあって、黒字と赤字を対称的に扱うことになる。完全還付をとると、赤字はそれが生じた年度にフルに利用される。もはや繰り越したり繰り戻したりする余地はない。ここに「完全」とは、そのような意味で還付に限定が付されていないという意味である。これに対し、現行所得税法上の繰戻還付は、量的にも時間的にも限定されている。

完全還付の前提をとると、理論的に興味深い結果が得られる。米国のロー・スクールの教授も、そのような結果を取り入れて、種々の論文を書くようになってきた。たとえば、1992年、スタンフォード・ロー・スクールのジョゼフ・バンクマンと南カリフォーニア大学のトマス・グリフィスは、「所得税と消費税の間の論争はリスクに関する論争か？それには意味があるか？」と題する論文を公表した^⑮。そこでは、完全還付制度をとる所得税の下では、投資家はリスクな投資と安全な投資との間でポートフォリオを組み換えることによって、所得税がない場合と同様のリターンを得ることができるから、所得税は投資者に対して不公平でもないし、投資を阻害するわけでもないと論じている。さらに、1996年、ハーバード・ロー・スクールのアルヴィン・ウォーレンは、「所得税の下において課税される資本所得は、キャッシュ・フロー税の下でどれだけ課税されるか？」と題する論文を公表した^⑯。そこでも、理論的に純粋な所得税のモデルとして、比例税率やゼロ・インフレとならび、完全還付が前提とされている。このように、理論的にクリアな分析を行うために、完全還付の前提をおいたうえで、所得税そのものに関する理解について、重要な研究が重ねられている。

もちろん、以上は、理論モデルの世界における論理的な前提というレベルの話である。モデルにおいて完全還付の前提をおくのは、そのほうが分析が明快になる、という事情がある。完全還付を採用することが理論的に望ましい、という規範的な主張を必ずしも含んではない。ましてや、現実の制度

において、完全還付を採用することが實際上望ましい、という政策提言をなすものでは必ずしもない。所得税について完全還付を採用すべきかどうかは、さらに別個の検討を要する問題である。そこで、理論面と實際面に分けて、考察してみよう⁽¹⁷⁾。

4 完全還付は望ましいか・その1——理論的側面

(1) いくつかの理論的批判

所得税において損失が生じたときに、完全還付の取扱いをとることは、理論的にみて筋の通ったことだろうか。完全還付に対しては、そもそも考え方の問題として、いくつかの批判が考えられる。以下に論ずるように、これらの批判は、私見では、必ずしも決定的とはいえない。なお、ここでは、所得の金額が完全に測定されていることを前提とし、實際的な側面については節をあらためて論ずる。

(2) 自己責任の考え方に対する反論ではないか

第1に、完全還付をとると、ある個人が事業に失敗し、赤字をだした年に、国から還付を受けることになる。これは、市場における自由競争を本位とする考え方と対立し、所得税制のあり方として望ましくないのでないか。

たしかに、日本国憲法の下で、われわれ個人には、職業選択の自由があり(22条)、財産権が保障されている(29条)。財産権の内容は、民法や商法などの法律によって定められ、そこでは私的自治の原則が妥当している。事業を営む者は、自分自身の選択の結果として、事業成功の利益を享受し、事業失敗の不利益に自己責任を負う。これが原則である。したがって、赤字を出した者に対して、国が援助を行うことは、自己責任の考え方と対立する。

しかしながら、このことは、完全還付に対する批判としては、的を外している。完全還付は、黒字と赤字を対称的に扱うものである。ゆえに、それは、補助金とは異なる。例を用いて論証しよう。

たとえば、事業をはじめるときに、成功と失敗の確率が半々であったとし

よう。ここで、成功すれば100のリターンが得られ、失敗すればマイナス80のリターンとなる、という予想が成り立っている。このとき、税引前の予想収益は、次のように計算される。

$$100 \times 50\% + (-80) \times 50\% = 10$$

このように、税引前の予想収益は、プラスの値をとる。ゆえに、税引前で考えると、リスクは負うものの、この事業を開始することには、メリットがある。リスク中立的な事業家なら、事業をはじめるであろう。

ここで、所得税を導入する。40%の比例税率の下で、完全還付を行う所得税であったものとしよう。このとき、税引後の予想収益は、次のように計算される。

$$100 \times 60\% \times 50\% + (-80) \times 60\% \times 50\% = 6$$

つまり、成功した場合には税引後で60のリターンが得られ、失敗した場合には還付後でマイナス48のリターンとなる。それぞれが半々の確率で生ずるから、予想収益は6である。ここでも、予想収益がプラスの値をとるから、この事業をはじめるこには、リスクは負うものの、やはりメリットがある。

この例からわかるように、完全還付の所得税は、黒字と赤字を対称的に扱うから、税引前の意思決定を歪めない。むしろ、完全還付によって、この事業をはじめるかどうかの意思決定に対して、中立的な効果をもたらすのである。

これに対し、もし還付を否定し、赤字がでても一切利用させない、という所得税を採用したならば、意思決定は歪んでしまう。上と同じ例で、損失の利用を年度ごとに打ち切る所得税の下では、税引後の予想収益は、次のように計算される。

$$100 \times 60\% \times 50\% + (-80) \times 50\% = -10$$

すなわち、成功した場合には、税引後で60のリターンがある。失敗した場合には、赤字を一切利用できないから、税引後のリターンは、税引前のリターンと同じマイナス80である。それぞれが半々の確率で生ずるため、予想収益はマイナスの値をとり、結局この事業を開始することはわりにあわない。所得税を導入する以前の税引前の計算では、事業をはじめるにメリットがあった。これに対し、所得税を導入し、赤字を利用させないことにしたために、同じ事業をはじめることが不合理になる。これは、意思決定に対する歪みに他ならない。

この例からわかるように、完全還付は、自己責任の考え方と対立するものではなく、むしろ、個人の意思決定に歪みを与えない措置である。その点で、補助金や誘因措置とは一線を画する。なお、念のために付言すれば、ここで議論は、経済的所得が正確かつ完全に測定されていることを前提としている。

(3) 敗者への補助金ではないか

第2に、上で述べた批判の系をなすものであるが、完全還付については、事業上の競争に敗れた者に対する補助金を意味し、望ましくないという批判がなされることがある。

しかしながら、この批判は、別の機会に論じたように¹⁸⁾、必ずしも十分でない。まず、上でみたように、所得税における完全還付は、所得が正確かつ完全に測定されているという前提の下では、補助金とは区別されると考えるべきであろう。次に、前提をややゆるめ、赤字の中に、租税誘因措置の結果生ずるもののが含まれている場合はどうか。この場合にも、誘因措置を及ぼす人的対象を、黒字の事業者のみに限定する理由は必ずしもない。しかも、事業上の競争に勝っている場合であっても、誘因措置の結果、計数上赤字が生ずることも少なくない。

以上を要するに、完全還付は、そもそもそれが「敗者」に対する「補助

金」にあたるかどうか問題があるうえに、一方譲ってそれらに該当したとしても、「望ましくない」とは必ずしもいえないと考える。なお、繰り返しになるが、ここでも、所得は正確に測定されていることを前提とするか、あるいは、その前提をゆるめた場合であっても、誘因措置の存在を考慮に入れるにとどめている。

(4) 人為的な課税期間こそが標的ではないか

第3の批判は、上の第1、第2とはやや異なる系統のものである。完全還付は、課税期間の人為的な区切りを前提としている。しかし、そもそも繰越や繰戻の問題が生ずるのは、課税期間が区切られているところに問題がある。だからこそ、複数年度間で所得を平準化するために、年度をこえて、繰越や繰戻を行うこととされている。そうだとすると、完全還付は、本来の問題点である課税期間の区切りを是正しないまま放置しておいて、間違った手法で解決を図るものではないか。つまり、標的を誤っているのではないか。

たしかに、この批判には、一面の真理が含まれている。しかしながら、だからといって、完全還付の考え方方が崩れるわけではない。以下、順をおって論証する。

(5) 生涯所得の測定

所得の概念は、時間と密接に関係する⁽¹⁹⁾。もともと、サイモンズの個人所得の定義自体、一定期間内の利得を測定する、という期限付きのものであった。この一定期間とは、暦年であってもよいし、一生であっても、あるいは、一日であっても、理論的には差し支えない。おそらく、実際の所得税制においては、現実的な便宜のために、暦年や、会計年度といった期間がとられたものと想像される。

いまかりに、課税期間を個人の一生に拡大したとしてみよう。このとき、課税期間が長くなり、毎年の計算が不要になるから、赤字の取扱いを考える必要はほとんど消滅する。一生が終わる時点では、すでに繰り越すべき次の課税期間はその個人については存在しないから、繰越を観念することはない。同様にして、生まれる前についても、その個人は生存していないから、

縛戻の意味もなくなる。

そもそも、包括的所得概念の下で、生涯ベースで個人の利得を測定すると、マイナスの所得は生じないように思われる。課税期間を個人の一生に広げたとき、ある人の包括的な生涯所得は、生涯消費の時価と、生涯資産の変動額との和に一致する。ひらくいえば、一生の間に稼得したものは、消費するか、遺産として残すしかない。すると、生まれたときに一切の物的資産を保有しない個人は、ゼロの資産からスタートし、稼得したものを消費あるいは貯蓄し、ある時点で一生を終える。生きていた以上、生涯消費はプラスの値をとる。また、多くの人の人生においては、ゼロの資産から出発し、なにがしかの遺産を残す場合、すなわち、生涯資産の変動額がプラスの値をとる場合が通常であろう。とすると、生涯所得はプラスとなり、マイナスにはならない。

この点については、一生を終えるときに、債務超過の状況になっている場合はどうか、という論点がありえよう。しかし、死亡時に借入金債務が存在するということは、一生におけるある時点において必ず、それに見合った現金を手にしていたはずである。その現金は、消費に充てたか、あるいは、資産の増加に充てたかのいずれかである。とすると、蓄積部分でマイナスが残っている分は、消費の部分と相殺されることになる。結局、生涯所得がマイナスになることはない。

それでは、みずから所得を稼得することなく、相続や贈与により資産を得て、それを食いつぶした者はどうか。包括的所得概念の下では、相続や贈与による利得も、所得に含まれる。たとえば、一生のうちに100の遺産を相続したとする。すると、純資産が100だけ増加している。この者が、100の相続財産を食いつぶす方法は、ふたつある。一方で、これを消費に充てれば、課税ベースを減少させることができない。ゆえに、この100をすべて消費に充てれば、100の所得があった、ということになる。他方で、消費に充てることなく、単にくしてしまえば、課税ベースを減少させる。したがって、100の相続財産をすべて（消費に充てないまま）なくしてしまえば、100の純資産増

加ののちに、100の純資産減少があったことになり、差引すると結局0となる。入ってきた以上のものをなくすことはありえないから、所得金額はマイナスにならない。

以上の議論については、相対的インフレの影響など、さらに詰めるべき点がいくつかある。しかし、基本的には、包括的所得概念の下で、課税期間を人の一生に拡張すれば、損失の取扱いを論ずる必要がほとんど消滅する。このように、損失の取扱いを論ずる必要が生ずる基本的な理由が、課税期間の分断にあることは、たしかである。

(6) 繰越・繰戻と完全還付の比較の必要性

もっとも、以上のようにいふことは、完全還付の考え方方が根っこから崩れる、ということを意味しない。次の3点に注意が必要である。

第1に、課税期間を一生に拡張する場合であっても、所得の包括性に少しでも欠落が生ずれば、ただちに赤字の可能性が生ずる。たとえば、相続や贈与によって得た財産について、それを取得者の個人所得に含めない場合である。ある人が、100の株式を相続によって取得し、株式が無価値になったまま、一生を終えたとしよう。このとき、上に述べたように、相続によって取得した100を純資産の増加としてカウントしていれば、株式の無価値化に伴う100の純資産減少と相殺し、生涯所得はゼロとなる。しかし、相続による利得を所得から除外したとたんに、同じ人の生涯所得はマイナス100になる。もしこのようなマイナスが生ずれば、死亡時にその取扱いを考える必要が生ずる。その場合、生涯を通じたマイナスをその人の所得税の枠内で調整しようと思えば、完全還付が必要となる。課税期間を一生に拡張した場合、繰越や繰戻の余地はないからである。

第2に、課税期間を生涯にまで拡張することは、必ずしも現実的でない。これは、理論的な制約というよりは、現実的な制約である。われわれの生活は、季節をおって1年ごとにめぐっている。それに応じて、国家の活動も1年ごとに区切られている。ゆえに、歳入や歳出は、1年ごとに必要である。毎年必ず、一定人数の個人が生まれ、死んでいくとすれば、各個人の一生に

一度だけ生涯所得に対して課税したとしても、現在と比べて、マクロでみた国の歳入はそう大きくは変動しないかもしれない。しかし、納税者にとっては、生まれたときから死ぬときまでの生涯の経済上の記録を具備し、しかも、自分の死後にそれをもとに申告納付する、というのは、かなりの無理を強いられることになる。課税庁にとっても、多大の負担を伴うだろう。さらに、一生の間に税制が変化する場合、生きていた間の法律が適用されずに、たまたま死亡時一時点の法律が適用されるのでは、それが適当かどうか、といった問題も生ずる。このような現実的な問題を考えると、やはり、暦年や会計年度といったスパンでの課税期間が必要といえよう。そうすると、生涯よりも短い課税期間を前提としつつ、その下で、赤字の取扱いを考えることには理由がある。

第3に、さきに述べたように、課税期間が一生でなければならないという理論的必然性はない。たとえば、現在の暦年にかえて、課税期間を1日とすることも考えられる。その場合には、毎日値洗いを行うことになるから、黒字や赤字が生ずる可能性は、きわめて多くなるだろう。赤字が生じた場合には、完全還付を採用するか、繰越・繰戻を採用するか、という選択に迫られる。つまり、課税期間を人為的に区切ることが本来の問題であるとしても、その是正のために、繰越・繰戻は唯一の手段ではない。完全還付との選択がありうるのである。選択肢が存在する以上、すくなくとも、どちらが望ましいか、より突っ込んだ角度から比較検討を行うことが必要である。

以上を要するに、課税期間が一生に拡張され、しかも所得が完全に包括的に測定されつづける、という条件はおうおうにして満たされない。そのため、完全還付をとるべきかどうかは、所得税制の実際的側面に照らして、これを評価すべきである。

5 完全還付は望ましいか・その2——実際的側面

(1) 現実の制度論との関係

それでは、より現実的な視点からは、完全還付はどう評価すべきであろう

か。外国の論者の中には、マーク・カンピサーノとロバータ・ロマーノが1981年の論文で主張したように、実際の制度論として完全還付をとるべきだと提案するものが存在する^⑭。この主張には、上に述べたような理由で、理論的にはきくべきところがある。とくに、リスク・ティキングとの関係などは、今後の制度論を構想する上で、不可欠の視点と思われる。

しかしながら、以下に述べる理由により、完全還付を採用することは、現時点においては、必ずしも現実的ではないと考える。移行上の問題については、すでに別の場所で論じた^⑮。ここではそれに加え、次の点を指摘する。

(2) 実現主義

第1に、実現主義の下では、納税者にとって含み益を維持しながら損出しを行うことが可能である。その場合に損が出たからといって完全還付してしまうと、首尾一貫しない結果が生まれてしまう。

(3) 裁定行動

第2に、リスクをとらずに損だけをとる節税商品が生まれてしまう。これがいわゆる受動的損失（passive loss）の問題である。これに対する対抗策として、所得を源泉別に分類して損益通算を認めないか、あるいは還付を制限することが実際には必要とされる。

(4) 消費との区別

第3に、純資産が減少する場合、消費に充てられることがありうる。消費に充てた部分は本当は控除してはいけないけれども、実際の執行ではどれだけの額が消費されたかを測定することは難しい。そこで、損が多くに計上されてしまう可能性がある。

(5) 制度設計における現実論の優位

以上の他にも、執行上の理由など、いろいろな理由がかさなって、現実の所得税制においては、理論的に純粋の意味での包括的所得を、正確かつ完全に計測することができない。このように不完全な所得測定の下では、名目上納税者に損がでているからといって、それは経済的な意味における正確な所得を反映しているわけではない。このことが、実際問題として完全還付を採

用できない根本の理由である。

このような状況の下では、とりうる道は分岐する。理想的には、所得の測定を改善することにつとめ、かつ、完全還付の可能性を探る、という道がありうる。これに対し、より現実的には、所得の測定については現状の法状態をひとまず前提としつつ、完全還付にかわる制度論の可能性を探る、というものである。選択肢としては、常に前者の可能性が広がっている。米国の著名なケースブックでも、完全還付と比べて繰越・繰戻は次善のアプローチだとするものがある^{②2}。このことに注意しながら、しかし以下では、後者の道筋について考えてみよう。

6 繰越と繰戻の位置づけ

(1) 所得の平準化

それでは、完全還付を採用できない世界で、赤字を取り扱うやり方としていかなる制度が望ましいか。この点について、先にみたように、日本を含むいくつかの国では、繰越控除と繰戻還付という制度をとっている。

その趣旨として沿革から浮かび上がったのは、複数課税年度を通ずる所得の平準化ということであった。いま、繰越・繰戻の対象となる損失を簡単に「赤字」とよぶことにして、単純な設例で考えてみよう。たとえば、太郎は、1年目に赤字100を計上し、2年目に黒字200を計上する。花子は、1年目に黒字50を計上し、2年目に黒字50を計上する。この場合、2年間通算してみれば、太郎と花子はともに、ネットの黒字が100ずつある。したがって、両者を等しく取り扱うべきである、というのが平準化の考え方である。その手段として、1年目の赤字を繰り越して2年目に控除すれば、2年分の所得を平準化できる。

	1年目	2年目
太郎	(100)	200
花子	50	50

平準化という考え方は、課税期間の区切りが人為的であるという見方を前提としている。つまり、個人は1年目と2年目を通じて、継続的に生きている。これに対して、1年目と2年目に課税期間を分断するのは、現実的な便宜にすぎない。こう考えるならば、1年目と2年目とを通算して所得を計算する方途を設けることは、理にかなったことであろう。とりわけ累進税率を前提とすると、平準化の必要性が高まる。

(2) 完全還付との比較

平準化のための手法としてみた場合、繰越・繰戻は、次の点で完全還付と異なる機能を有する。

第1に、課税のタイミングが異なる。上の例で、太郎に完全還付を認めると、1年目に赤字100に対応する税額相当分が還付され、2年目に黒字200に対応する税額を納付する。これに対し、繰越控除の場合には、1年目には還付はなされず、2年目になってはじめて100の控除が認められる。その意味で、完全還付のほうが早いタイミングで赤字を考慮する。この違いをどう評価すべきかは、「2年間の所得を平準化する」ということの意味を厳密にどう解するか、ということにかかっている。このことの意味が、2年分の課税期間をひとつにまとめて、2年目の最後に清算することにあるならば、繰越控除の方式が勝っている。これに対し、1年ごとの課税期間を動かさずに、1年ごとに算定された黒字や赤字を各年の終わりに清算すべきであるという意味であるとすると、完全還付の方式が勝っている。いずれの解釈も成り立つ。もっとも、黒字続きの花子に対しては1年目と2年目にそれぞれ課税するのだから、その点との均衡からは、後者の解釈のほうが徹底している。なお、以上は繰越控除の話であり、繰戻還付の場合にはタイミングの遅れは生じない。

第2に、赤字の利用可能性に量的な限度がある。繰越・繰戻の場合には、ある年の赤字は、他の年度に黒字がある限りにおいて、控除できる。たとえば、上と同じ例で、太郎が2年目に80の黒字を計上したとしよう。その場

合、1年目の赤字100のうち、繰越控除によって2年目に利用できるのは、80にすぎない。これは、完全還付の場合には、1年目に100の赤字に対応する税額がすべて還付されるのと異なる。この違いは、繰越控除が平準化のための手法であることから生じている。平準化という理屈からは、各年度のプラスとマイナスを相殺するという帰結は生ずるが、相殺した結果生ずるネットのマイナスをどう取り扱うかは、決まらないのである。

	1年目	2年目
太郎	(100)	80
花子	(10)	(10)

なお、この場合であっても、繰越控除は平準化の機能を適切に果たしている。同じ例で、花子が、1年目に赤字10を計上し、2年目にも赤字10を計上していたとする。このとき、2年間を通じてみた花子の赤字は20であり、太郎と同じ状況にある。太郎は、2年目に課税されないことによって、花子と同様に扱われることになる。花子も一切還付を受けないからである。その意味で、黒字が生じた範囲でのみ赤字を利用できるという制限は、平準化の制度趣旨に反するものではない。

第3に、赤字の利用可能性に時間的な限度が生じがちである。繰越・繰戻は、赤字の生じた年に調整を行うのではなく、別の年において調整を行う。そのため、時間的なずれが生ずる。現実の会計事務や行政事務が年度ごとに行われている以上、過去のことがらを無期限にもちだすことには、限定を加えやすくなる。これは、完全還付とは異なる。完全還付の場合には、赤字が生じたその年すぐさま調整を行う。ゆえに、時間的な制限を加える余地がない。この点でも、繰越・繰戻は完全還付に比べて、限定的な制度ということができよう。

時間的な限定は、平準化という制度趣旨といかなる関係にあるか。この点、かりに納税者の一生を通じて所得を平準化するのが望ましいとすれば、

繰越や繰戻に時間的な制限を加えることには、理由がない。あるいは、一生を現在の前後で分けて、過去には遡らないという考え方もあるかもしれないが、そうなると、一生を通じた平準化は達成されなくなる。別の考え方として、平準化を必要とする期間は、せいぜい5年なら5年であり、一生を通じた平準化は不要である、という割り切りもあるかもしれない。しかし、そのような割り切りは便宜的である。もしこれを正当化するとすれば、執行面での事務負担との兼ね合い以外の理由は見い出しがたい。もちろん、現実の制度論においては、執行上の考慮は相当な意味をもつ。期間制限をもって、「底無しの穴に対する安全措置 (safeguards against "bottomless holes")」と表現する論者すら存在する²³⁾。しかし、それは、平準化という制度趣旨とは別のことがらである。

以上を要するに、平準化という制度趣旨から繰越・繰戻を評価し、完全還付と比較した場合、次の3点に特徴がある。第1に、赤字を考慮するタイミングが遅い（繰越の場合）。第2に、黒字が生ずる限りにおいてのみ赤字が考慮される。第3に、時間的な限定が付されがちである。この3点のうち、第1および第2の点は、平準化という制度趣旨の枠内で十分に説明できる。第3の点については、平準化を必要とする期間を限定することには、執行上の理由以外に十分な説明ができない。

このように、制度趣旨から位置づけると、現行法上の繰越・繰戻の制度には、さらに改革の余地があるものというべきであろう。

(3) 繰越・繰戻を認めるべき赤字の範囲

包括的所得概念においては、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、ある課税期間における人の利得を測定する。したがって、赤字が生ずるとすると、赤字についても源泉を問わず、ただ単一のマイナスの所得金額として表されると考えるのが素直である。以上の考察においても、このことを前提としてきた。

これに対し、冒頭から何度も繰り返し確認しているように、現行法上の純損失は、10種類の所得分類を前提とし、損益通算をへたのちの概念である。

このように、現行法上繰越・繰戻を認められている純損失の範囲は、損益通算ルールによって定まっている。したがって、純損失の取扱いは、損益通算のルールと密接に関係する。もちろん、損益通算そのものについて論することは、ここでの課題ではない。しかし、純損失の繰越・繰戻と関係する範囲において、ここで一般的な点につき一言しておくことが適當であろう。

ひとつのありうる考え方は、分類所得税の方向を支持するものである。複数の源泉から生ずる各種所得に対する別個の租税の集合体として所得税をとらえる。もしこう考えたとすると、損益通算を行って、ある個人にとって単一の純損失を観念し、それを繰り越したり繰り戻したりする、ということ自体に、あまり魅力がないことになるだろう。むしろ、たとえば譲渡損失は譲渡所得の枠内で繰越や繰戻を考える、といった方向と結びつきやすい。同様にして、事業所得については事業所得の枠内で、不動産所得については不動産所得の枠内で、という具合に、各種所得の類型の枠内において、それぞれ別個に所得の金額を算定し、損失が生ずればそれぞれ別個にそれを考慮する、ということが考えられる。そこまで徹底すると、所得税は、個人に対して所得の大きさに応じて課される租税ではなく、譲渡所得税・事業所得税・不動産所得税といった、相互に無関係な各別の租税の集合体という構成になろう。

しかしながら、この方向には、必ずしも賛成することができない。経済取引が複雑化し、納税者の活動が多様化すると、伝統的な所得源泉ごとに課税ルールをおく、という方向では対応できない局面が増加する。利子や配当、キャピタルゲインの区別を考えればわかるように、資本所得内部における分類自体、金融資産からのトータル・リターンを目指す投資家の行動にそぐわない。しかも、ストック・オプションや貯蓄性の企業年金の例を想起すれば、労働所得と資本所得との区別すら、相互間の転換可能性がある。このような時代において、分類所得税への回帰を説くことは、必ずしも賢明なことはいえない。

考え方の一般的な方向としては、総合所得税の建前を堅持すべきであろ

う。リスク・ティキングを阻害しないために、損益通算については、その可能性を一般的に拡大する方向も検討の余地のあることと思われる。この場合、問題となるのは、節税商品から生ずる受動的な損失を用いる可能性である。これに対しては、個別的に明確な規定をもって、損益通算を否定すべきものと思われる。

もちろん、以上は所得税制の基本的しくみに関係する問題であり、別途検討すべき点が多く残されている。とりわけ、現行の10種類の所得分類を今後どう組み換えていくか、損益通算ルールを具体的にどう改正すべきか、源泉徴収との関係をどう整理すべきか、といった点を含め、さらに考えなければならない点が多い。ここでは、一般論として、分類所得税の方向をとらず、ある個人が課税期間内に被った純損失を一個のものとして観念するという方向を支持する、ということにとどめざるをえない。

(4) 人的適用範囲を限定するものとしての青色申告要件

現行法では、純損失の繰越・繰戻について、原則として、青色申告書の提出が要件とされている。青色申告を要件とするということは、記帳している事業者にだけ繰越・繰戻を認めることである。逆に言うと、白色申告者の計上する損失金額は、必ずしも十分に信用できないということを暗黙のうちに意味している。

一方で、戦後50年の間に、純損失の繰越・繰戻における青色申告書提出の要件は、徐々に緩和されてきた。他方で、昭和59年度の所得税法改正で、白色申告者についても、記録・書類の保存義務、所得が一定額を超える場合の記帳義務、総収入金額が一定額をこえる場合の報告義務などが導入された(231条の2、231条の3)。そこで、ひとつの考え方としては、記帳義務を負う白色申告者についても、繰越・繰戻の利用を認める、というものがありえよう。しかしこれに対しては、繰越や繰戻を利用したい納税者は、青色申告の提出を選択すればよいのであって、青色申告を要件とするルールを改変する必要はない、という反論がありうる。この反論に力があることは認めざるを得ない。

もっとも、所得税の理想からすると、この状況のままでいいかどうか、議論の余地がある。繰越・繰戻を認めない所得税は、平準化を行わないことによって、複数年度でみた純所得以上の課税を行ってしまう。推計課税とあいまって、白色申告者は、一種の概算課税をうけることになる。日本の所得税の実態は、青色申告の有無を基準として、まがりなりにも純所得に対して課税する分野と、一種の概算課税を許容せざるを得ない分野とに分かれることになる。そのような二分化をやむなくする実際上の理由は、たしかに理解できる。しかし、真に必要なのは、状況を改善したうえで、前者の範囲を拡大することではないだろうか。

なお、以上と関係して、日本の純損失の繰越や繰戻の制度は、基本的にみて事業者向けのものである。これを利用できないサラリーマンは、雑損控除を利用することになる。戦後日本の所得課税の社会的背景としては、自営業者とサラリーマンという異なる集団があり、所得税法がそれぞれについて異なる対応をみせてきた、ということができるのではないか。純損失に関するルールも、そのような深層構造を反映しているように思える。

(5) 損失の内容に応じた規律の可能性

以上の考察からは、純損失の繰越・繰戻を論ずるにあたって、完全還付との比較や損益通算との関係など、より広い視野から検討する必要性が明らかになった。この観点から指摘に値するのが、赤字の中身に着目した規律の可能性である。

実定法上、純損失として計上される計数には、各種の発生原因がある。その中には、その年度に真に経済的な損失を被った場合もあるうし、含み損を一挙に計上した場合もあるう。これらにならぶひとつの可能性は、租税誘因措置による損失の計上である。

たとえば、事業所得の計算上、租税特別措置法上の特別償却によって損失が生じたとする。このとき、現行法では、事業損失は、まずは損益通算のルールにしたがって他の各種所得の金額から控除され、控除しきれなかったものが、繰越・繰戻の対象となる。これは、租税誘因措置の効果を通常の所

得計算の枠内で処理するものである。

これに対して、当該特別償却の恩恵を、当該年度において無限定に利用させる、という制度設計も可能である。これは、その特別償却の租税価値を国庫からの直接交付金と同様に扱う、という考え方によるものである。手法としては、当該特別償却に対応する税額減少額相当分を、完全還付する、いうものが考えられる。

このように、現在、純損失の対象とされているものの中には、誘因措置の組み立て方としては、別建てにして切りわける可能性を秘めたものが存在する。もしも、各種誘因措置による損失を純損失の範囲から除外すれば、純損失についての取扱いは、期限の点を含めて、より身軽なものになるだろう。

なお、以上の議論は、手法を論ずるものであって、当該誘因措置が望ましいかどうかを論じてはいない。税制の中に当該誘因措置を組み込むことの適否は、これを別途論じなければならない。さらに付言すれば、以上の議論は、総合所得税の方向を支持したままで、誘因措置を別建てにする可能性を示唆しているのであって、分類所得税の方向を支持するものではない。

(6) 繰越と繰戻の先後関係

現行所得税法では、ある年に純損失が生じた場合、前年に所得があれば、繰戻還付を請求できる。繰戻還付の請求をするか否かは、納税者個人の任意にゆだねられている。納税者は、繰戻還付のかわりに、純損失を将来に繰越すことが可能である。ただし、繰戻還付の計算の基礎とされた部分については、繰越しの対象から除外される（70条1項第2括弧）。このように、繰戻を選べばそちらが先に利用され、繰越是その後に利用できる。繰戻を選択しなければ、繰越のみが利用できる。

繰戻の期間が前年のみに限られている場合には、繰越と繰戻の先後関係については、このルールが合理的である。おそらく、多くの場合、納税者にとっては、繰戻還付を先に選択するのが有利であろう。新しい年になれば、それに伴って、すでに繰戻の期間も閉じてしまうからである。

これに対し、もし繰戻の期間を2年以上に延長したならば、繰越と繰戻の

どちらを先に選ぶかについて、選択の余地が広まる。また、それに伴い、複雑なルールが必要になる。繰越・繰戻の期間を現行法よりも延長することを検討する場合には、この点を勘案して、繰越の期間延長の可能性をまず探ることが望ましい。

(7) 法人の欠損金との関係

最後に、法人の欠損金の扱いとの関係につき、一言する。

企業形態の選択に対する中立性という観点からは、次の議論がすぐさま提出されるであろう。すなわち、個人事業と法人事業との間で、繰越・繰戻の期間が異なるのは、中立的でない、という議論である。例で考えよう。

たとえば、花子が、個人で事業を営むと、損益通算ルールを適用して得られた純損失について、3年の繰越と、1年の繰戻が認められる。これに対し、花子の事業が法人成りし、株式会社の形態で同じ事業を営み、かつ、花子がそのオーナー株主となったとする。この場合、その会社については、法人所得の計算上生ずる欠損金について、5事業年度分の繰越（法人税法57条）と、1事業年度分の繰戻（81条）が認められる。ただし、平成14年3月31日までに終了する事業年度に生じた欠損金について、繰戻は停止されている（租税特別措置法66条の14）。このように、個人形態と法人形態とで、赤字の取り扱いに関するルールが異なり、繰越・繰戻の期間も異なる。

それでは、両者を同様に扱うことはいかにして可能であろうか。注意すべきは、年数のみをそろえても等しい取扱いには必ずしもならないということである。第1に、法人成りした場合については、株式会社の法人税のみならず、株主である花子の所得税をも考える必要がある。会社の法人税のみを論じているのでは、十分ではない。第2に、かりに個人事業にかかる所得税と会社の法人税との比較のみに視点を限定したとしても、繰越・繰戻の対象となる赤字の定義の仕方は、両者で異なる。なぜ異なるかといえば、1に、個人には10種類の各種所得があり、法人にはその区別がないこと、2に、個人には家事費があり、法人にはないこと、3に、法人にはオーナーとの間の資本等取引があり、個人にはないこと、など、個人と法人について所得算定

ルールが異なるからである。

このように考えると、個人が3年、法人が5事業年度、といった違いのみをとらえて、両者をそろえよと主張することは、根拠を欠く。政策論としては、投資者をふくめたところで、全体としてのバランスを論ずるべきである。

(8) まとめ

完全還付を採用できない世界で、純損失の繰越控除と繰戻還付は、所得の平準化という重要な役割を果たしている。平準化という制度趣旨との間で、現行法のしくみはかなりの程度論理的整合性をもっている。しかし、繰越の期間、人的適用範囲、誘因措置の扱い、といった面で、さらに修正の余地がある。

注(1) 法人税の欠損金については、増井良啓「租税属性の法人間移転」法協113巻3号359頁（1996年）。さらに参照、武田昌輔他『欠損金』日税研論集26号（1994年）。

(2) 金子宏『租税法における所得概念の構成』『所得概念の研究』46頁（1995年、初出1968年）。

(3) 資産損失について同様の流れを指摘するものとして、藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」税務大学校論叢13号121頁（1979年）。

(4) 増井・前掲注(1)・364頁。

(5) 第三種所得の算定における各種所得の損益通算については、やや時代が下るが、武本宗重郎『実務参考所得税法詳解』102頁（増訂8版1926年）、田中勝次郎『所得税法精義』254頁（改訂四版1936年）。

(6) ただし、この改正は一挙に実現したわけではない。金子・前掲(2)・56頁注（174）、藤田・前掲注(3)・144頁。

(7) シャウプ使節団日本税制報告書95頁（日本税理士会連合会による1979年復刻版による。初出は1949年）。

(8) DHC コンメンタール所得税法69条沿革2。

(9) 法人税については、成道秀雄「諸外国における欠損金の繰越、繰戻制度の解説」日税研論集26号165頁（1994年）、Aage Michelsen, General Report, in

- IFA, Tax treatment of corporate losses, Cahiers de droit fiscal international, Vol. 83a, 19 (1998).
- (10) 尾崎護『G 7 の税制』100頁 (1993年)。
- (11) IBFD, European Tax Handbook, 611 (2000).
- (12) 岡村忠生「所得分類論」金子宏編『所得税の理論と課題』43頁 (1996年)。
- (13) Henry C. Simons, Personal Income Taxation 50 (1938).
- (14) 増井・前掲注(1)・376頁。
- (15) Joseph Bankman and Thomas Griffith, Is the Debate Between an Income Tax and a Consumption Tax A Debate About Risk? Does it Matter? 47 Tax Law Review 377 (1992).
- (16) Alvin C. Warren, Jr., How Much Capital Income Taxed Under an Income Tax Is Exempt Under a Cash Flow Tax? 52 Tax Law Review 1 (1996). この論文については、渋谷雅弘・論文紹介・アメリカ法1999・2, 290 頁がある。
- (17) 以下は、増井・前掲注(1)・387頁で法人の欠損金について論じた点を、個人所得税についてさらに詳しく考察するものである。
- (18) 増井・前掲注(1)・388頁。
- (19) 中里実「所得概念と時間——課税のタイミングの観点から——」金子宏編『所得課税の研究』129頁 (1991年)。
- (20) Mark Campisano and Roberta Romano, Recouping Losses: The Case for Full Loss Offsets, 76 Northwestern University Law Review 709 (1981).
- (21) 増井・前掲注(1)・391頁。
- (22) Paul R. McDaniel et al., Federal Income Taxation, Cases and Materials, 1070 (3 rd edition 1994).
- (23) Lee Burns and Richard Krever, Taxation of Income from Business and Investment, in Victor Thuronyi ed., Tax Law Design and Drafting, Vol. 2, 619 (1998).

所得税における損失の研究

日税研論集 第47号 (2001)

平成13年5月20日 発行

定 價 (本体1,905円+税)

編 者 財団 法人 日本税務研究センター

発行者 大西 孝之

東京都品川区大橋1-11-8
日本税理士会館1F

発行所 財団 法人 日本税務研究センター
電話 (03) 5435-0912(代表)

印刷製本 (株)ろっぽう新社
